

京都会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年9月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第26号

京都会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都会館条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第66号）の施行期日は、平成28年1月10日とする。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）